

令和5年度 使用料・手数料の設定・改定について

1 総括表

区分	使 用 料	手 数 料
設 定		行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料 - 千円
		都市計画関係手数料 2万7千円
		消防関係手数料 14万8千円
改 定	湯の山温泉館入館料 - 千円	
計	1 件 - 千円	3 件 17万5千円

※ 表中の金額は、使用料・手数料設定等に伴う増収見込額（通年ベース）である。

2 使用料

改定

◆ 湯の山温泉館入館料

① 主な内容

区 分	現 行	改 定
12歳以上の者	1人1回につき 380円	430円

② 使用料の額の考え方

県の公衆浴場入浴料金の統制額改定に鑑み改定する。

③ 実施時期 6年4月1日（利用料金制を導入している施設であり、次期指定管理期間の始期に合わせて改定）

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

3 手数料

設定

◆ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

① 主な内容

個人情報の保護に関する法律の改正に伴うもの。

区 分	金 額
行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	21,000円に次の額を加算した額 (1) 作成に要する時間1時間までごとに 3,950円 (2) 作成の委託を受けた者に対して支払う額

② 手数料の額の考え方

個人情報の保護に関する法律施行令に定める額と同額に設定する。

③ 実施時期 5年4月1日

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

◆ 都市計画関係手数料

① 主な内容

ア 建築基準法の改正に伴うもの。

区 分	金 額
第一種低層住居専用地域等において建築物を省エネ改修する際の高さの特例に係る許可申請手数料	1 件につき 160,000円

イ 都市再生特別措置法に基づく特定都市道路内における建築認定申請手数料を定めるもの。

区 分	金 額
特定都市道路内における建築認定申請手数料	1 件につき 27,000円

② 手数料の額の考え方

ア 県と同額に設定する。

イ 建築基準法に基づく道路内における建築認定申請手数料と同額に設定する。

③ 実施時期 5年4月1日

④ 増収見込額 2万7千円
(通年ベース)

◆ 消防関係手数料

① 主な内容

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正（第12次地方分権一括法）による県からの権限移譲に伴うもの。

区 分	金 額
液化石油ガス販売事業登録申請手数料	1件につき 31,000円

② 手数料の額の考え方

県と同額に設定する。

③ 実施時期 5年4月1日

④ 増収見込額 14万8千円
(通年ベース)